

2. 4. 18
1023

四月十日付

富山縣工勞働組合富山合同労働組合の合同定款

中由地方協議會より富山縣工勞働組合に執行委員長及び書記が此
 時現存運動熱心な事と其目的は彼等より納付金より生じ且て
 勤振の如く依拠するに於て自減の非有は總て之を利する事なり
 抄録用し之を去る富山合同労働組合と合併する所あり是より
 片の多量に於ては兩組合の執行権を統一部として富山地方協
 合協議會事務部より之を協同組合に南進し富山縣工勞働組合より富山
 合同労働組合に之を引去るに決せし即時に是を遂行すべし且執行部
 長より南進し其に事起る協同組合

記

執行委員長

橋本組一部

執行委員

平甚已之夫

財團協 開 外十

社 會 局